

申して、海神に坐せるに思ひ合するに、月夜見乃持
有とは、月讀尊の所知看す謂なるなり、其事、委し
くは傳十三卷に云へり、見合すべし）其が中にも、
火之燒速男神とも申して、火產靈神計り奇異なる大
神は坐ざりけり、其は黃泉國段も、天石屋段も、御
天降段も、共に此大神に預らざる事なむ無かりける、
其一二を云はゞ、鎮火祭詞に、麻奈弟子爾火結神生
給氏、美保止被燒氏、石隱坐と有りて、此神の生坐
る爲に、伊弉冉尊は石隱坐し、に起りて、下津國に
往き坐りしかば、第六一書に伊弉諾尊恨之曰、唯以
一兒替我愛之妹者乎、則云々、遂拔所帶十握
劍、斬軒輅遇突智云々と有るが如く、行ひ給へりし
故に、此より火產靈神は、其黃泉國の事とし云へば
甚々嫌ひ給ふ事と成りて、其防ぎを耳ぞ物爲給へり
ける、故伊弉諾尊の、其國より逃げ歸らせ給へる
時も、千人所引磐石を以て、其坂路に塞へ給へる、
其磐石は、本其神の被斬給へる血に化れるが始に
て、成れる物なる故に、其境を越えて、黃泉神の得
犯して出で來ざるは、火結神の御稜威を畏るゝを以
てなり、又彼穢き醜國の汚穢を盪滌がせ給ふ時に、

ひ、天香山の眞男鹿の肩を内抜に抜きて、天香山の
天波々迦を取りて占へ擬はしめ、天香山の鐵を取り
て、八咫鏡を造り奉り、又日矛を造り奉らむと爲て、
天香山の眞名鹿の皮を全剥に剝て、天羽輪を作り、
天香山の五百箇眞賢木を掘に掘て、上枝に玉を懸け、
中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣、白和幣を取り
垂で、天鈿女命、天香山の天日影を手繩とし、
天之眞拆を鑿^{カツラ}とし、天香山の小竹葉を手草に結ひて、
八百萬神等共に祈り奉らしけるに、終に日神の聞食
して、出させ給ふ事と成れるは、思兼神、其禍事の
起り出でたる本を知りて、謀り申されしが故なり、
天香山、天安河の物を取りて、其を以て招き奉るは、
軒遇突智神の御稜威を以て、妖氣を折く神量なる者
なりかし、（此時の神等は、天兒屋命を始めとして、
始章に説けるを以て辨ふ可なり）又、天孫降臨の時
にも、殘賊強暴横惡之神、此國に多在りしかば、思
兼神を以て思慮は令給ひし事、記紀二典共に所_レ見た
るが如し、倍其章に、高皇產靈尊、更會諸神、選當
遣_ニ於葦原中國_一者、僕曰磐裂根裂神之子、磐筒男磐

八十枉津日神、神直日神、大直日神は成り坐せるを、
各御名に日と稱へ申すは、火の謂にて、枉津日神
は、彼國の穢火に觸るゝ時は、一速く荒び罰^{トガ}め給ひ、
直日神は、又其を鎮むる神に御在せるなど、皆火產
靈神に係れる所以なり、天津宮事と、皇大朝廷に傳
へ給ふ御儀式に、六月十二月晦日に、大祓を行はせ
給へる、即ち鎮火、道饗の祭典ある事本是なり、（大
祓は過去の罪穢を祓ふなり、此に亞て鎮火祭を祓
へる、事はしも、齋火を鑽改めて穢火を避くるなり、
道饗祭は、未來に禍事の起り來らざる爲に行はる、
所由など、予已に祝詞講義に説き置けりき）備、伊
弉諾尊、黃泉國より返り坐して盪滌し給ふと雖も、
其御身に着けさせ給へる物に、彼國の汚穢の染みた
るが遺りて有りければ、其に依りて荒振神出來りけ
る程こそ有りけれ、素戔鳴尊天上に上り坐して、惡
しき事轉、有りしかば、日神天石窟に入り御在し坐
し、故に、荒振神所を得て、荒び健びたりき、此に
火產靈神の亦名、津速產靈神の曾孫天兒屋命、亦名
は八意思兼神、深く遠く思慮りて、彼神を招き奉ら
むと、八百萬神を天安河原に神集して、共に謀り給

筒女所_レ生之子、經津主神是將佳也、時有_ニ天石窟
所_レ住神、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子模
速日神、模速日神之子武甕槌神、此神進曰、豈唯經津
主神獨爲_ニ大夫_一而、吾非_ニ大夫_一者哉、其辭氣慷慨、
故以即配_ニ經津主神、令_レ平_ニ葦原中國_一、云々於_レ是二
神、誅_ニ諸不順鬼神等、果以復命と有りて、皇祖天神
の神量も、思兼神の思慮る所も、八百萬神の選ふ所
も皆火神の御身より成り坐せる經津主神、武甕槌神
なりしかば、案はすが如く、殘賊強暴横惡之神を、
悉く言向和し坐して、果して復命し給ふ事と成れる
も、火神は黃泉國を甚々惡み坐すが故に、黃泉神は、
又火神を可畏み怖るゝが故なり、此時の事、天香山
とは無けれども、古事記に、高御產巢日神、天照太
御神之命以、於_ニ天安河之河原_一、神_ニ集八百萬神_一集而
云々と有りて、其神議の所、天安河之河原なり、又
返矢の所に、爾其矢自_ニ雉胸_一通而、逆射上、逮_レ下坐_ニ
天安河之河原、天照大御神、高木神之御所_ニと見え、
又上に引ける武甕槌神の事を、爾思金神、及諸神白
云、坐_ニ天安河河上之天石屋、名伊都之尾羽張神と有
り、天安河の河上と云へば、天香山に思ひ合せらる

めり、此を以て、火神の御稟威の較略は曉るべくなむ)又伊豫風土記に、伊豫郡、自三郡家以東北、在ニ天山、所レ名ニ天山。由者、倭有ニ天加具山、自レ天下降時、二分而以ニ片端者天ニ降於倭國、以ニ片端者天ニ降於此土、因謂ニ天山也とあり、神名式に、越智郡大山積神社(名神大)と有るは、由有るにや、又萬葉抄に、阿波國風土記の如くは、空より降下りたる山の大なるは、阿波國に降下りたるを、天詔戸山と云ひ、其山の碎けて大和國に降り着きたるを天香山となむ申す」とあり、神名式に、波爾移麻比彌神社有るも由有る事、上(五五三)に云へるが如し、大和國なるは、式に天香山坐櫛真命神社(大、月次、新嘗、元安神社(大、月次、新嘗)畝尾都多本神社(鍬、軒)と有るも、古事記に、香山之畝尾と有れば、天香山の内なる事を知るべし、又、柳生系圖に、春日社記、曰昔天照太神、開ニ天磐戸一出現時、天香久山、岩戸分爲兩、其一者飛ニ行於虛空、其一者留ニ在大和國、號ニ其處、曰ニ神戸岩と有り、柳生は、和名抄鄉名に、

添上郡揚生(也木布)とある、其より出たる氏なれば、其神戸岩の所在、其邊に在るべし、此も天香山の天降れる證とは成りぬべき者なり、(右の神戸は、迦牟倍と訓むべきにや、職原抄に引かれたる異本古語拾遺に、抄云、天磐屋者、大和國神部云處也、と有ると同處と聞ゆれば、添上郡の内に在るべきなり、右の其一者飛ニ行於虛空と有るは、神社考、又神名帳頭書に出たる、戸隱山の故事に合へり、然れば、天香山の天降れるは、天石窟を開きて、同神の出で給ひし時にこそ)斯れば、本、火神の御骸の天に上りて天香山天安河とは成れりしを其天より降着て此に屬きて天降坐る故に、埴安と云ふ地名も神代ながらに在りつるを、神武天皇の此に埴を取り給ひしも、其妖氣を鎮遏め給ふ神策に出でたるにて、皆右初此に出でたるなり、故、鈴屋大人の説に依りて、如に云へる如き、神代の迹を踏ませ給へる者にして、其此く考徵せる者なり、(但し、天安河の天降れる事は、物に見えざれば今云難しと雖も、近江國に野洲郡有るは由有ることには非じか、猶瑞珠盟約章に就て云

べし)

アル フミニ イハクイ ザ ナミ モコトウミタマヒシ ヒノカミチ トキニ
一書曰伊葬冉尊。生ニ火神時被灼
テ カム サ リ アシス カレ カクシマツリ
而神退去矣。故葬ニ於紀伊國熊野
之有馬村焉。土俗祭ニ此神之魂者花
時亦以花祭又用鼓吹幡旗歌舞
而祭矣。

此は、古事記に、故其所ニ神避之伊邪那美神者、葬ニ出雲國與ニ伯伎國一堺、比婆之山上也とある、異傳の如く聞えて異傳に非ず、此を鎮火祭詞に合せて考ふるに、詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐氏、と有るは、始め入り給へる穴にて、其は此の熊野のなり、次に吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏、所思食久云々、返坐氏更生レ子と出雲國之伊賦夜坂也と所レ見たるにて、其御子生み坐し、は、顯國にての事にて、與美津枚坂にては非ざるな

も有りて、紀伊國牟婁郡に屬ける地名なり、國造本紀に、熊野國造、志賀高穴穗朝御世、饒速日命五世孫、大阿斗足尼、定^ニ賜國造^トあり、(寶劍出現章第六、一書に、熊野之御崎と有るは、出雲國にて別なり、其第五、一書に熊成峰と有るは、紀伊國ならむの疑有り、其は其傳に云ふべきなり)名義、熊野は隱去の義にて、彼鎮火祭詞に、美保止被燒氏石隱坐氏とある、石隱れの穴は、此有馬村なる事、右に云へるが如くなれば、伊弉冉尊の此時の事に起りて、其隱坐し由に因れる名なり、出雲風土記に、意宇郡熊野神社、又熊野山有るは、彼素戔鳴尊の、根國に入り坐し、に因りて起れる名にて、國は違へども、神は異なれども、同じ義なる者なり、隱を許母流とも云ひ、八十峒手と云ふなど皆同じ語なるを以て知るべし、然るを、熊野を隱野^{ヨリス}と云ふ義^{ヨリス}と、地に形容して云ふは非なり)○有馬村は、現祭村にて、其現は、御阿禮の阿禮なるべし、其は其石窟より、現身ながら下津國へ入り御在し坐し、を、顯國に現出返らせ給ふべく、神代より鎮^{ハシマツ}祭^{ハシマツ}れりし故に、其義を以て號けたりし者なり、通證に、那智三卷書曰、有馬村有

產田宮(今按、聞^ニ之新宮神人、合^ニ祭冉尊軻遇突智也)乃、伊弉冉尊神退之地、而其東有^ニ隱窟、亦曰^ニ產立窟、亦曰^ニ花窟(花窟見^ニ增基熊野紀行)所^レ葬^ニ伊弉冉尊^ニ岩窟也、(今按、去^レ宮三里許、海濱突出、大巖壁也)每歲暮春、以^レ繩作^ニ花及幡旗、(今按、攢^ニ簇賢木葉、爲^ニ花勝、垂^ニ之繩旗聞^ニ也)圍^ニ繞於窟、歌舞祭レ之、蓋往古遺俗也と見えたり、所^レ葬^ニ伊弉冉尊^ニなど云は、御紀に依りて誤れるなれども、其外は用ふべし、又今按は、士清が此書に依りて説を成せりし者なり、其產田宮の祭神を伊弉冉尊、軻遇突智命と有るは然も有るべし、(神名式に、名草郡香都知神社、靜火神社、名神大と有るは、其同國なるに思ひ合せても曉るべき者なり、紀國神社錄と云ふ書に、產田大明神、在^ニ有馬村、今云^ニ池邊^ト有り)又所^レ葬^ニ伊弉冉尊^ニ岩窟也と有るは、鎮火祭詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐と有る、其にて、崩御^{ハシマツ}しを葬り奉れるには非ず、火神を生み坐すに依りて、御陰を被^レ灼坐し、其火熱を避けむ爲に、姑く入り坐し、が、伊弉諾尊の見行し、に依りて、終に其石隱れ坐し、此岩窟より穿ち入りて、下津國に到り坐し、を、

此にも葬と書かれたるから、其誤を受けて書ける者なり、此を花窟と云ふは、花時亦以^レ花祭と云ふ意を以て云へるなるべし、増基法師の廬主と云ふ物に、神無月の十日許り、熊野へ詣でけるに云々、京より出づる云々、御山に着く程に、木本毎に手向神^{タカヒコ}多在れば云々、其より三日と云ふ日、御山に着きぬ云々、花窟の許迄着きぬ、見れば即ち岩屋の山なる中を穿ちて、經を籠め奉りたるなりけり云々、傍に王子窟と云ふ有り、唯、松の限り有る山なり云々、實に神^{サキ}の山と見ゆ、又、四十九院の窟の許に至る云々、盾^{タガ}と云ふ所あり、神の戰ひしたる所とて、盾を突きたる様の巖共^ニ有り、と有る是なり、其王子窟と云ふや軻遇突智神に由有る所ならむ、其四十九院の窟と云ふは、佛めかしき名なるは、伊弉冉尊の崩御し、と云より、然る穢^ハらしき名は負せたりけむ、南紀名勝志と云ふ物に、有馬村は、木之本庄、木之本村の南廿町計に在り、村の中央に有馬と云所の西邊に、產田神社有り、伊弉冉尊を葬たる處と云り、或曰、花窟に葬ると云り、花窟は、世俗大磐若窟と云り、此窟は在^ニ有馬莊、有馬村東北、岩高廿六丈、有^ニ石表、

備此以レ花祭と云ふは、即ち鎮華祭の始なるべき事、次に云ふを見て知るべし、(其は神祇令、鎮華祭義解に、謂ニ大神、狹井二祭也)と有る、大神神、此社に鎮り坐せるに思ひ合す可く、又大和志に、狹井社を、今稱ニ花鎮狹井神社と有るをも考へ合す可きなり、舊本、今昔物語廿八に、少輔入道寂蓮と聞えし歌詠有り、有馬社に詣で、社前なる物を見て、此山の、獅子嚴めしく見ゆる哉、如何なる神の廣前ぞ此は」と詠めりける、甚興有りてこそ聞えけれ、便なき状にてそ聞ゆる」と有る、此社の事なり)○葬は迦久理麻志伎と訓むへし、右に生ニ火神時、被レ灼而神退去矣と見えたる、其御行方を云へるなり、然らざれば、何方より神退去坐し、とも知られざる故に、其有馬村の岩窟より、石隱れ入り御在し坐せりとなり、(但し始は火神を生み坐せるに依りて、被レ燒給へる火熱を避け給はむとして、入らせ給へるを後には終に其より潜り入らせ給ひて、下津國には至らせ給へる者なり)然るを、御紀にも記にも、葬字を書れたりしは、如何と云ふに、古には、鎮火祭詞に、石隱坐と傳はりたるが如く、記紀の傳も、迦久理麻須などと傳はりたるが如く、記紀の傳も、迦久理麻須な

ど有りけむを、人世の生死と同じ事と心得僻めて、死體を葬ると同じさまに取り成して、迦久志奉流と、其自佗を換へて書かれたるには有れども、其に至りて、又打ち合ぬ事こそ有りけれ、古事記に所ニ神避之とあり、現身ながら陽神の御許を離れ放り坐し、去り退き坐せるにて、共に崩御し、事には非ざれば、葬字にては打ち合ざる事なむ有りて、眞の古傳を亡ひ竟ざるは、然は云へ神の御心ぞかし、(釋秘訓に、葬を迦久志奉流、又袁佐米奉流、下皆微レ之、古點、波布理奉流と有るは、字に就ては、實に然も有るべき事なれども、其本の謂て知ざる訓なれば取り難し、又記傳にも、葬を此に依りて訶久志奉流と訓むと、其說に石隱と云ふも、石構の内に葬り奉るに就て云ふ稱なり、)と云れたれども非ず)○土俗は、釋秘訓に、古點久邇毘々と云れたれども非ず)○比登也、下皆微レ之と有るに依りて、比登と訓むべし、後嵯峨院天皇の大御諱を邦仁と申奉れるより、忌避くべき大朝廷の大御諱なれば、少か違ひ奉るまじき者なり、(漢籍を讀と雖も、然る御定を守る事にて、大

學に與ニ國人交止ニ於信と有る國人は、久邇毘々とは訓まぬ事にて、久邇多美と訓み來れる事なり然るに近き頃の儒者は、然る御定め有りとも思ひ跋らで私の訓を物爲めり、假令孔丘が書なりとも、皇國にて讀まば、皇國の御綻を以て糺し讀べきを、怪しき事なり)○祭ニ此神之魂は、其石隱坐し產立窟に就て祭る事なり、然るは此大神の入り坐し始など、八百萬神等共に、此土に復らせ給はむ事を請ひ申されし時の、神事の遣り傳はれるなる可し、右に考へし岩窟より、現出給はむ事を請ひ申せるを、後には疫神を鎮め退むる事を例と成して、年々に行へる事とは成りしかども、其本の謂に依れる名の傳はれるなる可きに就きて思ふに、賀茂舊記に、御祖多々須玉依媛命云々、既知ニ妊娠、遂生ニ男子、不レ知ニ其父、乃造ニ宇氣比酒、令子持ニ杯酒、供々父、此子持ニ酒振ニ上於天雲、而云ニ吾天神御子、乃上于天、于時御祖神等、戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將レ逢レ吾、造ニ天羽衣天羽裳、炬レ火擎レ鉢、又餽ニ走馬、取ニ奥山質木、立ニ阿禮、垂ニ種々絵色、又造ニ葵楓蘿、嚴筋待レ之、吾將レ來也

事、此に花時と有るを以て知るべし、備、武藏風土記に大麻止乃智天神社云々、所レ祭大己貴命也、安閑天皇乙卯年、始奠三官社、花時以レ花祭之、新稻之時、以ニ新稻一祭之と有りて、大己貴命を花を以て祭ると云は、傳八に註へるが如く、謂ゆる園韓神祭の所由にて、此は鎮華祭の起には非ざるが、其は神祇令季春鎮華祭義解に、謂ニ大神、狹井二祭也、在ニ春華飛散之時、疫神分散而行レ病、爲ニ其鎮遏必有ニ此祭、故曰ニ鎮華」と有るを年中行事秘抄に、鎮華祭二月晦日と有ると、右の毎歲暮春と有ると思ひ合せらるなり、但し此は大神狹井二神の祭にて、伊弉冉尊の御事には非ざれども、疫神は道饗祭詞講義に説ける如く、彼詞に根國底國與里龜備疎備來物と有りて、其本、黃泉國の鬼魅なれば、其を鎮め遏むる爲に、右の二神に就きて祭れるなれば、其疫神に就きては、此に由無きには非ざるを思ふべし、(集解に、釋云、大神、狹井二處祭、大神者、祝部請ニ受神祇官幣帛一祭レ之、狹井者大神之龜御靈也、此祭レ之者、華散之時、二神共散行レ疫、已爲レ止ニ此疫一祭レ之也、と有は心得ぬ釋なり、大神の大物主神、狹井は大國魂神に

て、藥師神と坐す、大國主神の和魂荒魂に坐せば、其を鎮め遏め給ふこそ、此神の被レ祭給ふ由なりけれ、然るを華散之時、二神共散而行レ疫と云ふは、古人に似合はしからざる龜說なる者なり) 然るは、其疫神はしも、伊弉冉尊の、已に石隱坐し、後に、伊弉冉尊の追ひ往き坐して還らせ給へりし時、其國の穢に觸れたる御身の物を脱棄給ひしに依りて成れる神共なるが、其成り出でたる所謂に依りて、彼國に屬ける者なるが故に、古事記に、故號ニ其伊邪那美命、謂ニ黃泉津大神」と有れば、右の行疫神の如きは、本より從ひ奉る者なり、故此を以て、伊弉冉尊の御靈を祭り奉りて、其行疫の神を鎮め遏むる事を祈り申せりし例を取りて、京にても大神、狹井等の神社に移し被レ行たるより、其は上に説へる攝津國有馬神社にても、思ひ合すべく、又、神武天皇御紀に、途越ニ狭野、到ニ熊野神邑」と有るは、萬葉三(十八丁)に、苦毛、零來雨可、神之埼狹野乃渡爾、家裳不有國と有る地にて、右の大神神社に由有り、又、熊野三山の内なる那智は、大己貴命なるべし、上野國神名帳に、大奈智明神、少奈智明神と云ふ例も有れば、

思ひ合せて、其然る可き由を曉るべき者なりかし、此等の事を考へ合すれば、其鎮華祭は、本より熊野に在りし事を、攝津國に移し、其より大和國の都より近ければ、却て大神狹井に其祭を移して、取り行はれけむも知るべからずかし) 通證に引ける久安百首に、木國や有馬村に在す神に、手向る花は散らじとぞ思ふ」夫木集に、神祭る花の時にや成りぬらむ、有馬村に懸る白木綿、又、春風に梢咲き行く木國や、有馬村に神祭り爲よ」と有るは、右の義解に、在ニ春葉飛散之時云々と有るに叶へるに、心を任せ考へ合すべき者なり、故其鎮華祭は、此より出でたるならむかと所思ゆる故に、今試に云ふ耳、(但、右の鎮華祭より出て、紫野今宮に、安禮花祭と云が有りて、又此を鎮花祭と云ひ、又其社は園韓神にて御在し坐なるに、春記には唐朝神と云ひ、四季物語には根國神と有り、其根國神と有は、其園韓神の御馭めを仰き奉る行疫神の事なり、唐朝神と云は、外蕃に溢れて、疫を行ふ神の謂なるべし、又松尾別社にも、花鎮祠有る由、山城志に書し、又乙訓郡上久我村にも、花鎮宮有り、又攝津志に、花鎮神社在ニ河

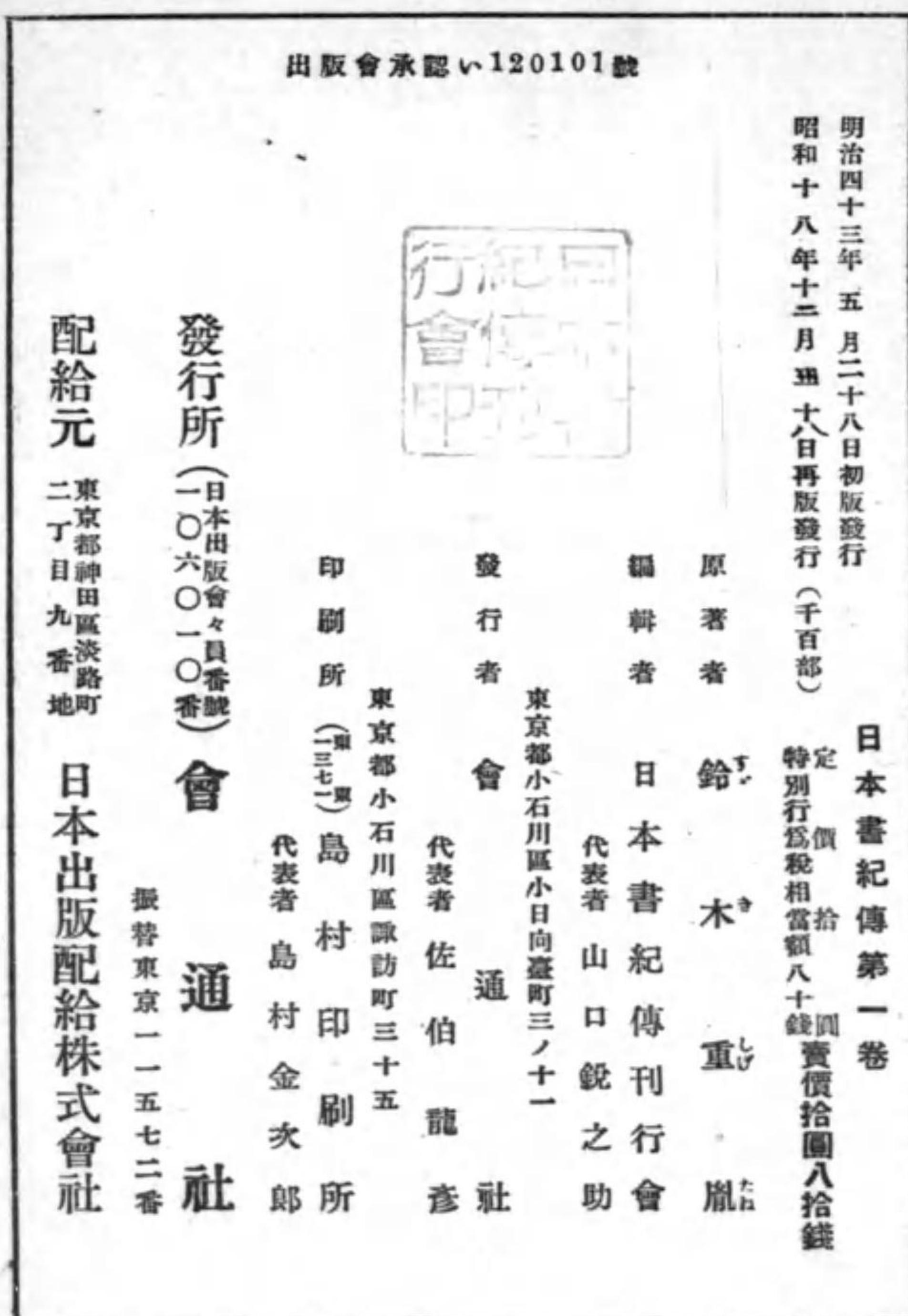
依て、此の伊弉冉尊にも、其擬ひを爲る事と思ふは
非なり、此は神事にて、葬送などには非ざる者をや、
又同天皇十年御紀に、三月庚午朔甲午、居天皇新宮
井上、而誠發鼓吹之聲、仍令調習と有るを、都豆美
布延と訓めり、職員令に、鼓吹司、正一人、掌調
習(謂、教習鼓吹戶人也)鼓吹事とあり、然るを、
軍防令に、凡軍團、各置鼓二面、大角二口、小角四
口通用と有れば、鼓と大角小角を合せて、鼓吹とは
云へる者なり、(類史に、仁明天皇天長十年六月庚午、
奏、雜兵司雜士部等二十人之内、割二人、鼓吹吹部
三十四人之中、割大小角鼓生各一人云々、又鼓吹
司吹部五十四人之中、割大小角鼓生各一人云々と
有りて、鼓吹と常に並べ云ふ事なり)鼓は皮を以て
包める由の名なるべし、和名抄には、和名を載せざ
るを、名義抄に、鼓を都豆美、腰鼓を美能都豆美、
又久禮都豆美と有れば、都豆美は上代よりの名なる
べし、萬葉二(二十四丁)に、齊流鼓之音者雷之聲登
聞麻低キタマヂとあり、(通證に、今按、鼓都曇也、唐書禮樂
志、天坐伎有都曇鼓云々、と云へるは非なり、字
鏡集に、褚を都々美、又帙を都々牟と有るに同じく、

以て製れりし事知るべし、(斯れば、大角、小角の字
に深く泥む可きに非ず、又名義抄に、角字を波良と
も、久太とも訓めり、布江を省き云へるなり、右の
御紀には、大角を波良、小角を久太と訓みたりき)
○幡旗は、右に引ける神功皇后御紀に、千繪高繪と
あり、古事記(雙栗宮段)に、物部之我夫子之、取佩
於大刀之上、丹盡著其緒者、載赤旆立、赤旆見者
五十隱、山三尾之竹矣云々と見え、靈異記に、小子
部栖輕が、雷を捕れる時、擎赤幡鉢乗馬と有れ
ば、上古は専ら赤旗を用ひたりしなるべし、宮内省
式に、供奉雜物、皆駄擔上、豎小赤旆、以標幟と見
えたり、萬葉二に、指舉有、幡之靡者、冬木成春去
來者、野每著而有火之、風之共靡如久と、火を以て
誓へたるも赤旆なりしなるべし)
推古天皇十一年御紀に、繪子旗幟と有れば、此時
よりぞ種々なる幡は出で來にけらし、右等は神祭と
威儀と征戰とに用ひたる事なるが、葬儀にも亦此を
用ふる事、上に引ける喪葬令の如し、常陸風土記に、
黒坂命の薨り給へる葬具儀に、赤旗青幡交雜飄颻と
有り、萬葉二(二十三丁)に、青旗乃、木旗能上乎と

皮を張り包む由なる事、決し)笛は、上代本記に、
凡神樂之起、猿女君祖天鈿女命、採天香山竹、其節
間雕風穴通和氣、(今世號笛類也)と見え、本朝事
始に、齋部私記曰、天磐笛、事代主命製之、奉天
孫瓊々杵尊、以レ磐名也、以レ祝三天孫也、と有れば、神
代よりの物なる事云々も更なり、繼體天皇二十四年
御紀に、毛野臣逢疾而死、送葬云々、其妻歌曰、比
羅駕駄喻、輔曳輔枳能明棲とも有り、天武天皇十四
年御紀に、大角小角鼓吹幡旗云々と有るは、軍器の
なれども、其の物同じ、萬葉二(二十四丁)に、吹響
流小角乃音母(一云笛乃音波)とあり、和名抄に楊氏
漢語抄云、大角、波良乃布江、小角、久太乃布江と
見ゆ、名義抄にも、大角を征戰具とあり、波良と云
ム事未だ思得ず、或說に、寶螺なりと云へるは如何、
小角は菅にて、竹を以て製れる謂なるべし、姓氏
錄に、笛吹連火明命之後也と見えたるに、和漢三才
圖會に、笛吹神、建多乎利命と有り、然るを、又姓
氏錄、湯母竹田連、竹田川邊の祖に、武田折命と有
るを、天孫本紀にも、六世孫に建多乎利命、笛連と
見えたれば、竹手折とも聞ゆめり、然れば笛の竹を

の御葬の時の歌を、故至レ今、其歌者、歌舞天皇之大御葬也（アカリヤレ）所見たり、（但、右の饒速日命などの、骸を天にて殯爲し趣に云へるは、共に誤なり、骸こそは、此國にて死亡れ、其精神は天に上りて、神と成る事、瑞珠盟約章に云ふべし）又、歌舞耳ならず、此の用三鼓吹幡旗などの神事と雖も、轉りては、葬儀に用ふる事と成れり、右に引ける天武天皇御紀に、發三鼓吹葬之、又喪葬令に、親王諸臣の葬に、大角小角幡等を被用る、中古の儀を以て考ふべし、然れども、中古に此を葬儀の方にも取れる故に、却りては此の石隱の事をも葬送の事に取違へられて、前後の文脉に通れるなむ、甚々味氣無き事なりける、今其心を忘れて、此文を説き誤るべからざる者なりかし、

安政二年二月九日始、同廿九日成、





終

